

## インフルエンザ診断報告書

インフルエンザは学校保健安全法に定められた感染症のため、出席停止となります。登学する際には、下記に医師から診断（疑いを含む）された内容を記入し、調剤薬局（なければ医療機関）の領収書のコピーを添付の上、学務課へ提出してください。

- 学校感染症による欠席については授業担当教員が配慮しますので、本書を学務課に提出するとともに、各自担当教員に報告してください。
- 学校保健安全法では、インフルエンザの軽症患者であれば「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し※、かつ、解熱した後2日を経過するまで」が出席停止期間の基準とされていますが、再登学日については、医師の診断に従ってください。

※「発症した後5日を経過」とは、発症（発熱）日の翌日を1日目と起算するため、最短でも6日間の出席停止となります。また、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。（インフルエンザ出席停止期間早見表参照）

-----  
医師から診断（疑いを含む）された内容について報告します。

1. 学校名 新潟青陵大学 ・ 新潟青陵大学短期大学部（いずれかに○）
2. 学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
3. 診断名 \_\_\_\_\_
4. 発症(発熱)した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
5. 診断年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
6. 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで
7. 医療機関名 \_\_\_\_\_
8. 報告書記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
9. 添付書類 調剤薬局領収書コピー・医療機関領収書コピー（いずれかに○）

学生はこの証明書を学務課に提出してください。

実習中はこの報告書ではなく「感染症治癒・登校許可証明書」を実習先へ提出してください。

-----  
大学処理欄

※受領した学務課員は、押印後本書コピーを学生に渡す。（保管：健康管理センター）

健康管理センター長	学務課長	受領印

## インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	出席停止 期間
A	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登学可能		出席停止 6日間
B	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登学可能		出席停止 6日間
C	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登学可能		出席停止 6日間
D	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登学 可能	出席停止 7日間

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)